

[事案 26-187] 損害賠償（配当金支払）請求

・平成 27 年 6 月 25 日 裁定終了

<事案の概要>

契約時に元本割れについての説明がなかったなどとして、既払込保険料と満期金等の差額の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 2 年 12 月に契約した子ども保険について、以下の理由により、既払込保険料と満期時に受領した金額の差額約 18 万円を支払ってほしい。

- (1) 契約時に説明のあった積立配当金・育英資金の据置利率（年 5.50%）等にもとづく金額が支払われるとの前提で契約したものであり、加入後に契約者の了解も得ずに据置利率を変動させることは容認できない。
- (2) 契約時に元本割れについての説明はなかった。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集時に提示した設計書には、「積立配当金」および「育英資金積立額」は、経済情勢による利率の変動等により変動する可能性があることが記載されている。
- (2) また、変動することなく確実に受け取ることができる額の内容や、本件契約には保障部分を含み、保険料の全額が育英資金の積立に充てられるわけではないこと等が記載されている。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立人に対して、募集時の状況を把握するため事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、保険会社の説明義務違反は認められないこと、また元本割れしない商品として契約申込みをしたという申立人の動機が保険会社に示されていたとは認められないこと、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、業務規程第 37 条にもとづき手続を終了した。

<参考>

○保険会社の説明義務違反は認められない理由は、以下のとおり。

- (1) 事情聴取の際、申立人は、募集時に定型の紙媒体で説明を受けた記憶がかすかにあると述べているが、通常募集人が募集時に使用するのは設計書であることから、本件も募集人が設計書を用いて説明を行ったものと推測できる。
- (2) 当該設計書においては、満期時育英資金を除く、「18 年満期時お受取総額」、「満期時お受取総額」、「積立配当金」のいずれにも金額の前に「約」という字が記されている。また、同設計書下部には、「育英資金は特にお申し出がない限り当社所定の利率で積み立てます。この利率は経済情勢により今後変動することがあります」、「記載の配当数値については、当社商品のパンフレットにもご説明のとおり、将来のお支払額をお約束するものではありません」

ませんのでご注意ください」と注意書きが記載されている。

(3) 申立人は、事情聴取において、当時の募集人がどのような説明をしたかについて明確な記憶がなく、設計書記載の18年満期時お受取総額について、募集人から、確実にこれをもたらえるという趣旨の説明はなかったと述べている。また、申立人は、既払込保険料よりも満期時に受け取る金額が多いと思った根拠のひとつとして、払い込んだ保険料は預金のように6%の利率がつくというイメージでいたと述べている。これに関しては、「ご契約のしおり」において、育英資金・養育資金は年6%（現行利率）の複利をつけて自動的に積み立てるとの記載があることが認められるが、あわせて「この利率は、経済情勢により変動することがあります」と明記されており、募集人がこの記載に明確に反して、6%の積立利率が確定したものであると説明をしたとは認められない。

(4) 以上のとおり、募集人が、少なくとも設計書等の文書の内容に反して、育英資金積立額や配当額の変動可能性についての説明をしなかったと判断することはできない。

○ 申立人の動機が保険会社に示されていたとは認められない理由は、以下のとおり。

申立人は、事情聴取において、募集人から元本割れするという説明はなかったが、確実にもらえるという趣旨の説明もなかったと述べており、契約当時は金利も高く、学資保険などは預金の代わりになるとの世間一般のイメージがあって、元本割れしない保険であると思っていたと述べている。

したがって、元本割れしない商品であるから申し込むという動機が契約時に保険会社に示されていたとは認められない。